

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 二六六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二六六
- 地籍調査の成果について認証した件三件 二六六
- 保安林の指定を解除する予定である件 二六七
- 自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件 二六七
- 道路の供用を開始する件 二六七

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二六七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二六八
- 随意契約の相手方を決定した件四件 二六九

告 示

福島県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年五月二十二日から同年九月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市喜久田町字前北二十五番一
- 二 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）（仮称）ザ・ビッグ郡山喜久田店
福島県郡山市喜久田東原土地区画整理地四十街区一ほか
（変更後）ザ・ビッグ喜久田店
福島県郡山市喜久田町字前北二十五番一

変更した年月日
平成二十七年三月七日

届出年月日
平成二十七年五月七日

届出をした者
有限会社テム産業

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年五月二十二日から同年六月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エイトタウン南会津 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳三十五番一ほか
- 二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九條第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市追手町の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第三百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市湊町大字共和の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第三百九十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、下郷町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

下郷町

二 成果の名称

下郷町大字高隋の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

双葉郡川内村大字下川内字鍋倉五〇一の七、五〇二の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（森林保全課）

福島県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平

成二十七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	指 定 区 間	指定年月日
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	河沼郡湯川村大字佐野目字五丁ノ目一二九番地先から 同 郡同 村大字堂畑字村北二九二番地先まで	平成二十七年五月二二日

（道路計画課）

福島県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道会津若松熱塩温泉自転車道線	河沼郡湯川村大字佐野目字五丁ノ目一二九番地先から 同 郡同 村大字堂畑字村北二九二番地先まで	平成二十七年五月二二日

（道路計画課）

公 告

公告第百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月一日

二 名称

三 特定非営利活動法人かーちゃんの力・プロジェクトふくしま
代表者の氏名
松野 光伸

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市栄町十番三号

五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した福島県のかーちゃん(女性農業者)たちの智慧と技能を結集し、安全安心な農産物加工品の製造、流通及び販売を通じて、被災者・避難者の生活再建、あぶくま地域の食文化の継承、福島からの情報発信などを行い、もって、女性農業者の自律・自立と福島復興に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
穴堰水系土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事	木野内 重信	西白河郡泉崎村大字関和久字明地一五番地
同	小林 惣一	同 郡同 村大字北平山字新田二七番地
同	木野内 正三	同 郡同 村大字関和久字上町一〇三番地
同	兼子 行雄	同 郡同 村大字関和久字下町五三番地一
同	緑川 一義	同 郡同 村大字関和久字庭渡神社二六番地二
同	塩田 平久	同 郡同 村大字関和久字松ヶ沢五六番地
同	飛知和 正一	白河市東蕪内字新屋敷二七番地
同	岡谷 忠信	西白河郡中島村大字二子塚字浦山三六番地
監事	鈴木 博	同 郡泉崎村大字関和久字愛宕町五五番地
同	菊地 福美	同 郡同 村大字北平山字道下前一八番地
同	高橋 健	白河市東蕪内字庚段一一三番地
就任した役員		
役別 氏名	住所	
理事	木野内 重信	西白河郡泉崎村大字関和久字明地一五番地
同	木野内 正三	同 郡同 村大字関和久字上町一〇三番地
同	田崎 憲二	同 郡同 村大字関和久字雷神山五〇番地
同	渡邊 孝雄	同 郡同 村大字関和久字下城内七三番地

同	佐川 弥七	同 郡同 村大字関和久字富内九一番地
同	荒井 善美	同 郡同 村大字北平山字行方地五〇番地
同	大谷 春男	白河市東蕪内字岩沢一四番地
同	岡谷 忠信	西白河郡中島村大字二子塚字浦山三六番地
監事	鈴木 儀明	同 郡泉崎村大字関和久字瀬知房八番地
同	薄井 光雄	同 郡同 村大字北平山字新田八四番地一
同	斎藤 正俊	同 郡中島村大字二子塚字前田三五番地

(農村計画課)

公告第116号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年5月22日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（県中浄化センター） 4,400 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
千葉産業クリーン株式会社 千葉県銚子市小浜町2950番地
- 5 随意契約に係る契約金額
36,720円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第117号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年5月22日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター） 4,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社平和物産 福島県須賀川市小倉字牡丹平135番地23
- 5 随意契約に係る契約金額
15,444円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第118号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年5月22日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

- 脱水汚泥収集運搬業務 600 t
- 1 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
 - 2 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月18日
 - 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
 - 4 随意契約に係る契約金額
59,400円 (1 t 当たり)
 - 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 6 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当
- (総務課)

公告第119号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年5月22日

福島県中流域下水道建設事務所長 青山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 1,100 t
 - 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月18日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
 - 5 随意契約に係る契約金額
38,664円 (1 t 当たり)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当
- (総務課)